

1 改正理由

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号。以下「条例」という。）の一部改正に伴う所要の改正

2 改正規程

鹿児島県公安委員会事務決裁規程（平成25年鹿児島県公安委員会規程第1号）

3 改正内容

条例第31条の7に「遠隔地水上警戒作業手当」を新設することに伴い、公安委員会の決裁事務及び本部長等の専決事務を規定した別表第2「警務課」の表中「鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例」の部「第31条の6第1項」の次に「第31条の7第1項」を追加するもの。

【現行から朱書き部分を追加】

別表第2  
警務課

※一部抜粋

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）	第31条の6第1項	船員作業手当を支給する業務に関する定め	○				
		「船員作業手当を支給する業務に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
	第31条の7第1項	遠隔地水上警戒作業手当を支給する作業に関する定め	○				
		「遠隔地水上警戒作業手当を支給する作業に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	

4 施行期日

令和8年4月1日